

東京第一会計ニュース

2018(平成30)年7月1日発行

No. 108

CONTENTS

第40回 末広会総会のご案内

顧問先紹介【有限会社 大八建設】

ワンポイント税務 ～平成30年税制改正～

雑学入門

礎

いしずえ



第40回 末広会総会 開催のご案内

日 時：平成 30 年 10 月 3 日（水曜日）

受付開始： 13：30～

第一部：運営会 14：00～14：45

第二部：記念講演 15：00～16：30

第三部：懇親会 16：45～18：45

場 所：ハイアットリージェンシー東京

会 費：12,000 円



講演テーマ

『朝の来ない夜はない。』

あきらめなければ必ず道は拓ける。

『負債40億円からの挑戦』

講師紹介

株式会社 湯佐和

代表取締役 湯澤 剛 氏

《略歴》

昭和37年神奈川県生まれ。早稲田大学法学部卒業後、キンビール株式会社に入社。国内ビール営業を経て、人事部人材開発室ニューヨーク駐在、医薬事業本部海外事業担当などに従事。

平成11年、創業者であった父の急逝により株式会社湯佐和を引き継ぐ。40億円という莫大な負債を抱え倒産寸前の会社を、16年かけて再生。

現在は神奈川県下で、14店舗の飲食店を営み、「人が輝き地域を照らし幸せの和を拡げます」という経営理念の実現に邁進している。



末広会は昭和54年10月8日に発足されたことから「ようか
会」と名付けられました。会員の皆様が末広がり発展するよ
うにとの願いを込めて「末広」の字があてられました末広会も
今年で40回を迎えることができました。これも偏に、皆様方
のご支援の賜物と深く感謝しております。今後も、お客様同士の
繋がりが広がるような会にするために邁進してまいりますので
ご支援を賜りますようお願い申し上げます。
ご多忙中とは存じますが、ご参加を職員一同お待ちしております。



第39回末広会総会



雑学セミナー開催のご案内

かんたん健康ストレッチのセミナーです。

日時：平成30年8月8日（水曜日）

14:00～16:30

場所：中野サンプラザ8階 グループ室

会費：5,000円



インストラクターの服部智子さんから自宅で気軽にできるストレッチやトレーニングの方法を指導していただきます。肩こりや腰痛等のお悩みのある方、お腹・お尻まわりを引き締めたい方、正しい姿勢を身につけたい方はぜひご参加ください。



ワンポイント税務

～平成30年税制改正～

税制改正法案は、例年1月に国会へ提出され、3月末に成立します。平成30年は3月28日に参院本会議で可決・成立し、4月1日に施行されました。

事業承継税制

平成30年の税制改正で、事業承継税制について、10年間の特例措置として各種要件の緩和を含む抜本的な拡充がなされました。

本特例は、一定の要件を満たせば、非上場株式の贈与税又は相続税の猶予又は免除を受けられる制度です。特例承継計画を策定し、適用要件を満たせば納税額を軽減することが可能となります。

ただし、この新制度は平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を都道府県に提出し認定を受ける必要があります。かつ平成30年1月1日から平成39年3月31日までに株式の異動が完了する場合にのみ適用することができます。

しかしながら要件が緩和されたとはいえ、依然として要件は厳しく、組織再編などが機動的に行いにくいというデメリットもあります。今回の特例を適用することが最善とも限りませんので、詳しくは担当者にご相談ください。

事業承継税制の新旧比較

新制度は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に、贈与、相続又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税に適用する。

		現行制度	特例制度
対象株式		発行済み議決株式の2/3	2/3の上限を撤廃
猶予割合	贈与税	100%	100%
	相続税	80%	100%
後継者		1人	最大3人(注1)
承継者		先代経営者1人	先代経営者を含む複数承継者
雇用要件		5年平均8割維持	雇用条件を取消事由から除外(注2)
減免		経営承継期間(5年)経過後で、「譲渡額又は譲渡時価<猶予税額」の差額を免除	会社を譲渡(M&A)、合併、解散等した場合には、その時点の株式価値(注3)で税額を再計算して差額を免除
相続時精算課税		20歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫	直系卑属以外への贈与にも適用可能

(注1) 代表権を有し、かつ、総議決権数の10%以上を有する者に限る。

(注2) 満たせない理由を記載した書類(認定経営革新等支援機関の意見が必要)を都道府県に提出。その理由が、経営状況の悪化である場合等には、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、その書類にその内容を記載しなければならない。

(注3) 譲渡・合併の場合はその時点の相続税評価額の50%を下限とし、2年経過後一定要件を満たした場合に再度免除する。

出典：東京税理士会

賃上げ・設備投資促進税制

給与支給額の増加に応じて税額控除を受けられる制度である所得拡大税制が改組され、平成30年4月1日から平成33年3月31日の間に開始する事業年度について賃上げ・設備投資促進税制へと名称が変更されました。

新しい制度では次の2つの要件を満たせば適用を受けられます。

要 件

- ① 雇用者給与等支給額が前年度以上
- ② 継続雇用者給与等支給額が対前年比3%以上増加（中小企業は1.5%）

継続雇用者とは、当期と前期のすべてに給与等の支給を受けた国内雇用者（一般被保険者のみ）のことです。

つまり、2事業年度通して在籍している人の給与が規定以上増加しており、かつ、年間の支払給与総額が前年度以上であれば、適用を受けられます。

注意が必要となるのは、前期に短期のアルバイトを雇用していた場合や、給与が高い人が辞めた場合には要件②を満たしていても要件①を満たさずに適用を受けられない可能性があります。こちら、詳しくは担当者にご相談ください。

税制改正適用時期表

	H30 1/1	H31 1/1	H32 1/1	H33 1/1	H34 1/1	...	H40 1/1
	4/1		10/1	4/1			
法人税関係	賃上げ・投資促進税制（改組） ※所得拡大促進税制の要件を見直し、税額控除額を引上げ						
	法人税率 ※23.4%から23.2%に引下げ						
所得税関係	基礎控除（改正） ※10万円引上げと所得制限を設定						
	給与所得控除（改正） ※一律10万円引下げと上限額を引下げ						
	公的年金控除（改正） ※一律10万円引下げと上限額の設定						
	青色申告特別控除（改正） ※一部を除き10万円引き下げ						
相続税関係	事業承継税制の特例（創設） ※一定の非上場株式等を取得した場合、贈与税又は相続税の全額について納税猶予						
消費税率	消費税率10%及び、軽減税率制度適用予定						

雑学入門

フィルターバブル

皆さんは「フィルターバブル」という言葉をご存知でしょうか。

近年では情報を得る手段として、インターネットを利用することも増えてきました。その中で問題となってきたのが「フィルターバブル」と呼ばれる現象です。

インターネットで検索すると、検索エンジンの自動検索機能が言葉や事柄を情報として蓄積します。その後に検索したものは、その蓄積された情報に関連するものを優先的に表示するようになるため、知らず知らずのうちに自分の好みの情報しか目にしなくなってしまう。まるで自分の周りに泡を作り、好む情報だけを取り込んでいるように見えます。ことから「フィルターバブル」と呼ばれています。



無自覚に行われる情報選択

「フィルターバブル」の恐ろしいところは、それが目に見えないということです。例えば、新聞であれば興味のないページを飛ばしたとき、「見なかった情報がある」と認識できます。しかしインターネットで検索した場合、フィルターリングによって、そもそも興味のないものが表示されず「見ていないものがある」と認識しないまま過ぎ去ってしまいます。



創意工夫や新しいアイデアを生むためには、いろいろなかけ離れたアイデアを組み合わせていくことが重要です。しかし、無自覚のうちにフィルターリングされた情報しか入っていない状況になってしまっているのは、生まれるものも生まれません。

残念ながら「フィルターバブル」を避けることは難しい状況になっています。大事なことは自分が知らないうちに自分好みの情報しか入らなくなっているというのを自覚し、今得ている情報が全てではなく他にも多様な考え方がないと認識することではないでしょうか。

編集後記

これから夏も本番を迎え暑い季節が到来します。特に今年は酷暑となる予報も出ており、熱中症や夏バテになることが心配されます。その予防のためには、バランスのとれた食事や快眠、水分をしっかりと摂ることが重要です。実は夏野菜と呼ばれるものには体を冷やす効果があり、夏バテの予防に役買ってくれます。代表的なものとしてはキュウリやナスなどでしょうか。

ただ、食べ過ぎると逆に体のバランスが崩れて、体調を壊しやすくなるので適度に摂取するように心がけたいものです。

「過ぎたるは猶及ばざるが如し」という言葉があるように、何事もちょうどいい塩梅というものがあるのでしょうか。

「礎」は引き続き、皆様のお役に立てる情報を発信してまいりますので、これからよろしくお願いいたします。

